

石垣市パブリックコメント実施要領（案）

1. 目的

新放課後子ども総合プラン策定において、情報を積極的に提供することにより、市民に対する説明責任を果たすと共に、市民の意見又は提案の機会を確保することによって公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参画を推進する目的で実施する。

2. 期間

令和元年 11 月 5 日（火）～令和元年 12 月 4 日（水） 1 ヶ月間

3. 公表資料

新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画（案）

4. 公表方法

- (1) 市ホームページ
- (2) 教育委員会ホームページ
- (3) 市政情報センター（本庁内）
- (4) 石垣市教育委員会 いきいき学び課
- (5) 石垣市子ども未来局 子育て支援課
- (6) 石垣市立図書館
- (7) 石垣市健康福祉センター

5. 意見の提出方法

石垣市パブリックコメント実施要綱第8条第2項の規定に基づく

※ 意見募集用紙を次の方法で提出する。

- ・実施機関が指定する場所への提出

〔 市政情報センター、石垣市健康福祉センター、市立図書館
石垣市教育委員会いきいき学び課 石垣市子ども未来局子育て支援課 〕

- ・郵便
- ・ファクシミリ
- ・電子メール

6. 意見対応

石垣市放課後子ども総合プラン策定委員会において、意見の取扱いを審議し、市ホームページにて公表する。